# ■子どもの権利条約(抜粋)(児童の権利に関する条約)

1989年11月20日国連採択 1994年 4 月22日批准 1994年 5 月22日発効

### 第1条(子どもの定義)

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

### 第2条(差別の禁止)

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの多約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明 した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保 するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第3条(子どもの最善の利益)

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として老慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の 者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保する ことを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

### 第4条(立法・行政その他の措置)

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法 措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利 に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合 には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

#### 第12条(意見表明権)

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは 適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### 第13条(表現・情報の自由)

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その 制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限 る。(a) 他の者の権利又は信用の尊重(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健 康若しくは道徳の保護

### 第14条(思想・良心・宗教の自由)

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護 者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び 養務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

### 第15条(結社・集会の自由)

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1 の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共 の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の 保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することがで きない。

# 第17条(マス・メディアへのアクセス)

締約国は、大衆媒体(マス・メディア)の果たす重要な機能を認め、児童が国の内 外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福 祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができること を確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体(マス・メディア)が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源(文化的にも多様な情報源を含む。)からの情報及び 資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体 (マス・メディア) が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

# 第19条(虐待・放任からの保護)

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

### 第23条(障害児の権利)

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立 を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活 を亨受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及

び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける 資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、 父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の 発達(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童 が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準 備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び亨受することができるよう に行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換(リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。)であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

### 第26条(社会保障への権利)

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利 を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するため の必要な措置をとる。
- 2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

### 第27条(生活水準への権利)

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、 児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。

#### 第28条(教育への権利)

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
  - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
  - (b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
  - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
  - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、 かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
  - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及 び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事 項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に開発途上 国の必要を考慮する。

### 第29条(教育の目的)

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
  - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで 発達させること。
  - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
  - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身 国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
  - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民で ある者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社 会における責任ある生活のために児童に準備させること。
  - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条文は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が違守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

### 第31条(休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加)

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した 遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ 促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の 活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

# 第42条(条約広報義務)

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

# 第43条(子どもの権利委員会の設置)

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を 審査するため、児童の権利に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委 員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた10人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。

(※1995年12月21日、「10人」を「18人」に改める改正が採択され、2002年11月18日に同改正は発効した。日本は、2003年6月12日受諾)

- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行う ものとし、その後の選挙は、2年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委

員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、この条約の締約国に送付する。

- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締 約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数と する。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じ られた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委 員とする。
- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、 再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員 の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直 ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な 場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合 の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決 定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するため に必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に 従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

# 第44条(締約国の報告義務)

- 1 締約国は、(a)当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、 (b)その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった 措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合 事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に 影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載す る。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に 理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1(b)の規定に従って 提出するその後の報告においては、既に提出した基本的な情報を繰り返す必要は ない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。